**（記入例）**

緊急時の処置方法

１　逸走防止等の対策

1. 通常時の措置

・ 脱出及び事故防止を図るため、水槽上部の上蓋開口部に鍵を付けている。

・ 保管場所は自宅庭であるが、公道及び隣地との境にはコンクリート塀、フェンス等

が設けられており，敷地外に逸走できない構造である。

・ 日々の飼養管理時に個体の確認を行い、施設の破損、劣化の点検を行う。

・ 捕獲器具および機材を整備し、常に使用できるよう点検する。（捕獲網、ポリバケツ

等）

1. 脱出、逸走時の措置

ア）捕獲対応

・ 脱出を発見したときは､直ちに探索し、備え付けの器具等を活用し捕獲する｡ただし､

やむを得ない場合は殺処分を行う｡

・ 脱出事故が発生した場合､すみやかに神奈川県動物愛護センターへ連絡する｡

イ）通報体制

・ 捕獲が困難な場合には次の機関に等へ直ちに通報し､付近住民等へ周知を依頼する｡

　（通 報 先）　　　　　　　　　　　 （通報内容）

○ 神奈川県動物愛護センター 　　○　飼養者住所、氏名、電話番号

* △△△市役所　　　　　　　　　○　施設の所在地
* △△△警察署　　　　　　　　　○　脱出した特定動物の種及び数
* △△地区自治会　　　　　　　　○　脱出を確認した日時

（付近住民への周知）　　　　　○　その他参考となる事項

ウ）脱出事故の原因調査

・ 捕獲後､脱出の原因を究明し､神奈川県動物愛護センターへ報告する｡

1. 災害（地震、火災）時の措置

日常から災害を想定した逸走防止等の安全対策を講じる。

災害の規模にもよるが、発生時には自分自身の安全確保を図りながら、逸走しないように措置する。飼育容器破損等により逸走した場合は、安全に配慮しながら「脱出、逸走時の措置」に準じて捕獲に努め、逸走による２次的被害の防止をはかる。

２ 事故届の提出

 ･ 飼養する指定動物が他人に危害を加えた場合､被害者の応急処置を行い､必要に応じて医療機関で治療を受けさせるとともに､すみやかに､動物愛護センター所長あて「事故届」を提出する｡